

令和6年度

いじめ防止基本方針

箕田小学校

箕田小学校いじめ防止基本方針

I いじめについての基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

この基本的な考え方のもとに、「いじめは、どの子にも起こり得る」問題であり、「いじめは絶対に許されない」という意識を持ったうえで、いじめが行われなくなることを目指し、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切である。

本校では、学校、家庭、地域が一体となっていじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいく。

(2) いじめの認識

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進する。

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの児童にも起こり得る問題であり、時として被害者と加害者が入れ替わるなど児童も被害者、加害者になり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

<具体的な「いじめ」の例>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・SNSを使ったうわさや悪口を流される。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をとられる。
- ・物を壊されたり、隠されたりする。 など

II いじめ防止等のための組織

(1) 目的

いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職・生活指導担当に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行うことを目的とする。

(2) 組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策連絡会議」を設置する。

(3) 組織の構成

【学校教職員等】管理職、生活指導(教育相談)担当教員、人権教育担当教員、特別支援コーディネーター担当教員、養護教諭 等

【教職員等以外】スクールカウンセラー等

その他、学校長が必要と認めるもの

(4) 会議の開催

年間2回程度実施する。

(5) 会議の内容

- ・基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正等
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等
 - ・いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等

- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査

Ⅲ 学校でのいじめ防止等のための対策

(1) 未然防止に向けて

i 学校経営における位置付け

- ・特別の教科道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、主体的かつ自主的な行動を通して、いじめ防止に向けた取組をすすめる。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がける。
- ・特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指す。
- ・教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生活指導体制の構築を図るとともに幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努める。
- ・学校運営協議会やPTA等との連携や学校支援ボランティアの活用を促進し、地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進する。

ii 教職員等を対象とした取組

- ・いじめの問題は、教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを認識し、人権感覚を高めるために、計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を実施する。
- ・日頃から、児童と積極的に向き合い、日々の生活ノートや定期的なアンケート調査に加え、教育相談の実施等により、児童が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組む。

iii 児童、保護者、地域住民を対象とした取組

- ・児童が、ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、一人ひとりの違いを理解し、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、児童が主体的な担い手となる取組を推進する。
- ・人権フォーラムなど、人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進し、集会を通じて全児童が考える機会を作る。
- ・児童(高学年)のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進するとともに保護者に対して必要な啓発を行う。
- ・人権をテーマにした授業参観を行い、保護者、地域住民とともに考える機会を作る。

(2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

i 早期発見に向けた取組

- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう、日頃から児童理解に努めるとともに児童や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努める。
- ・日頃から児童の見守りや児童理解に努め、信頼関係を醸成して、教育相談等による面談で、一人ひとりの児童の変化を把握し、危険信号を見逃さないよう組織的に取り組む。さらに、いじめの早期発見のため、毎学期当初を基準として、年間3回のいじめについてのアンケート調査を実施する。
- ・いじめについてのアンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認するなど、児童からのいじめの訴えに迅速かつ組織的に対処する。なお、虐待事案が疑われる場合は児童相談所等の関係機関と連携し対応する。
- ・SNS等による誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努める。

ii 初期対応での取組

- いじめであることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の気持ちを受け止め、不利な状況にならないよう徹底して守り通す姿勢で臨む。特に、いじめを受けた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行う。
- 児童本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じる。
- いじめを行った児童にいじめの認識がない等、いじめを受けた児童との間で見解が違う場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努める。
- 教職員は、いじめの相談内容を記録するとともに、守秘義務を心得、関係者の個人情報を守護する。

iii 児童への指導や支援

- いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を全教職員が一体となって守る。
- いじめを行ったとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行う。
- いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努める。
- いじめの解消判断は、いじめの行為がなくなり相当期間(少なくとも3か月)が経ち、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できた時とする。

iv 組織的な対応

- いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職・生活指導担当に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行う。
- いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨む。
情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認 → 事実関係の把握 →
対応方針の決定及び保護者への連絡 → 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践
- いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図る。
- いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した教育活動の再構築を図る。

v いじめの再発防止について

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努める。

vi 学校でのいじめの相談

- 定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備を図る。
- 教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整える。
- 児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でも、いじめの相談を行うことができる体制を整え、機能させる。

vii 学校・家庭・地域との連携について

いじめの問題やその防止方針など様々な方法で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題の重要性について、児童、教職員、保護者、地域住民に醸成を図る。

さらに、いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問などを通じて、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、保護者と一致協力して解決に当たる。

viii 関係機関との連携について

いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合は、学校警察連絡制度の活用により、市関係機関とともに警察への相談、通報等により連携し、解決を図る。

(3) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

- ・学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込むとともに学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表する。
- ・教職員が児童と十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努める。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

- i いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
例えば次のようなケースが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ii いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。
- iii いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てがあった場合。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。

- i 重大事態の調査
 - ・市教育委員会の指導・助言のもとに、いじめ防止対策連絡会議が調査を行う。
 - ・調査に当たっては、教育委員会や鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会等に対して積極的に資料を提供する。
 - ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に、客観的に明確にする。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、他の児童や教職員へのアンケート調査、聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- ・いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

【児童の自殺という事態が起こった場合】

- ・自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

ii 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつ、適切に提供する。

V 年間計画

4月	状況報告（職員会議）	10月	状況報告（職員会議）
5月	状況報告（職員会議）	11月	状況報告（職員会議）
	いじめアンケート いじめ防止対策連絡会議		
6月	状況報告（職員会議）	12月	状況報告（職員会議）
			人権フォーラム 人権を考える集会
7月	状況報告（職員会議）	1月	状況報告（職員会議）
8月	人権・生活指導に関する研修	2月	状況報告（職員会議）
			いじめアンケート
9月	状況報告（職員会議）	3月	状況報告（職員会議）
	いじめアンケート いじめ防止対策連絡会議		

※ 随時、教育相談

※ 授業参観で人権授業を行い、保護者に啓発する。(年間1回)

※ 教職員の人権感覚を高めるための校内研修を行う。